

エネとく動力プラン

(需給契約要綱)

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

エネとく動力プラン

1 契 約 種 別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、エネとく動力プランといたします。

2 エネとく動力プラン

(1) エネとく動力プラン

イ 対象となるお客さま

動力を使用され、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

ハ 契 約 電 力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気標準約款〔低圧〕（以下「標準約款」といいます。）別表4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を下回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が80,800円を上回る場合は、標準約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価

格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,255 円 65 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	31 円 10 銭
-------------	-----------

ホ その他

(イ) 変圧器、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

(ロ) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(ハ) この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

(ニ) (1)を適用した後 1 年に満たないお客さまについては、原則として(2)を適用いたしません。

(ホ) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

(2) エネとく動力プランQ

イ 対象となるお客さま

動力を使用され、託送約款等の動力標準接続送電サービスまたは動力時間帯別接続送電サービスの対象で、お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものと

いたします。

ハ 契約電力

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この契約要綱により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この契約要綱により新たに電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この契約要綱によって受けた電気の供給とみなします。

b 需要場所における主開閉器の定格電流を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 需要場所における主開閉器の定格電流を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、需要場所における主開閉器の定格電流等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 需要場所における主開閉器または負荷設備を変更される場合は、あらかじめ申し

出ていただきます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合は、標準約款別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を下回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロに定める離島基準燃料価格を上回る場合は、標準約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	2,068 円 55 銭
-----------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	31 円 10 銭
-------------	-----------

ホ そ の 他

- (イ) 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (ロ) 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (ハ) この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについて

は、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

- (ニ) (2)を適用した後1年に満たないお客さまについては、(1)を適用いたしません。
- (ホ) 最大需要電力が50キロワット以上となる場合は、需給契約の変更についてすみやかに協議するものとし、協議が整うまでの間は、この契約要綱に準じて取り扱います。
- (ヘ) この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この契約要綱は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 契約電力についての特別措置

- (1) 2（エネとく動力プラン）(1)イに該当し、お客さまが希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、契約電力は、2（エネとく動力プラン）(1)ハにかかわらず、当分の間、契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお、この場合の契約電力が、負荷の実情に比べて不相当と認められるときには、原則としてこの特別措置を適用いたしません。

- (2) (1)により契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、2（エネとく動力プラン）(1)ハにより契約電力を定めます。

3 この契約要綱の実施にともなう切替措置

この契約要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 17（料金の算定）および標準約款 18（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。